

令和6年

総務委員会

6月14日

豊明市議会

総務委員会会議録

令和6年6月14日

午前10時00分 開会

午前11時11分 閉会

1. 出席委員

委員長	中堀 りゅういち	副委員長	岡島 ゆみこ
委員	郷右近 修	委員	林 ゆきひろ
委員	月岡 修一		
議長	毛 受 明 宏		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	加藤 健 治	議事課長	深草 広 治
議事課長補佐 兼議事担当係長	寺島 慎 二	庶務担当係長	福田 悦 子

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮 正 典	副市長	土屋 正 典
行政経営部長	小串 真 美	市民生活部長	伊藤 正 弘
秘書広報課長	伊藤 克 代	財政課長	浦 倫 彰
防災防犯対策課長	川島 康 孝	税務課長	堅田 直 寛
市民課長	杉浦 由 季		

5. 傍聴議員

青木 けんじ	鈴木 智 和	浅井 たかお	こんどう のぶお
近藤 ひろひで	いとう ひろし	服部 龍 一	武谷 としお
三浦 桂 司	一色 美智子	堀内 ち ほ	清水 義 昭
ふじえ 真理子			

6. 傍聴者

2名

午前10時開会

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 皆様、おはようございます。定刻に御参集いただき、ありがとうございます。

ただいまより総務委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より挨拶をお願いいたします。

市長。

○市長（小浮正典君） 皆様、おはようございます。

本日の総務委員会に付託されました案件は3つの議案でございます。慎重なる審査をいただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ありがとうございます。

続いて、議長より挨拶をお願いいたします。

議長。

○議長（毛受明宏議員） 皆さん、おはようございます。

今日は、先ほど市長からあったように、議案3件と陳情4件もありますので、慎重審査をよろしくお願いいたします。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

お諮りいたします。市長は自席待機としたいが、御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 御異議なしと認めます。よって、市長は退席をお願いいたします。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には出席いただきますので、御承知おき、お願いいたします。

（市長退席をなす）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 本日の傍聴については、申合せに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可します。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は、意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようお願いいたします。また、反問を終了するときも意思表示

を明確にされるようお願いいたします。

それでは、まず初めに、議案第45号 豊明市税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者の説明を求めます。

堅田税務課長。

○税務課長（堅田直寛君） それでは、議案第45号 豊明市税条例の一部改正について御説明させていただきます。

この案を提出いたしますのは、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、必要があるからでございます。

このたびの改正ですが、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月31日に公布され、令和6年4月1日に施行されたことから提出するものでございます。

主な改正点は2点ございます。1点目は私立学校法が改正されたことに伴うもの、2点目は固定資産税に係る、いわゆるわがまち特例において特例措置を定めるものの2点でございます。

内容につきましては、新旧対照表にて御説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。

第54条は、私立学校法第64条第4項に規定されていた専修学校または各種学校が法律改正により第152条第5項で規定されたことによるものです。

2ページをお願いいたします。

附則第10条の2第7項は固定資産税額の特例措置の規定で、再生可能エネルギー発電設備のうち木竹に由来するもの、または農産物の収穫に伴って生ずるものによる特定バイオマス発電設備について、新たに固定資産税が課せられることになった年度から3年度分の固定資産税が課税標準額を14分の11以上、14分の13以下の範囲で参酌基準を7分の6とし、それに相当する額を減額するものでございます。

その下の第16項も固定資産税額の特例措置の規定で、「居心地が良く歩きたくなる」まちなか創出のために整備した固定資産に対し係る特例についてお示ししております。

内容としましては、新たに固定資産税が課せられることになった年度から5年度分の固定資産税が課税標準額を3分の1以上、3分の2以下の範囲で参酌基準を2分の1とし、それに相当する額を減額するものでございます。

また、附則第7項及び第16項に規定したため、項を改正しております。

なお、この条例の附則としまして、各改正の施行日と経過措置についてお示ししております。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 附則の部分で今お話にもあった再生可能エネルギーに関してなんですけれども、バイオマス発電設備ということなので、例えば農産物でいいますと、出荷ができないような果実や、もしくは皮とか、そういったものを発酵してメタンガスで発電すると、そういう設備を想定されたものということなんでしょうか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

堅田課長。

○税務課長（堅田直寛君） 今回の新たに規定されたやつなんですけど、木竹といって木とか竹ですね。あと、今、郷右近委員のほうからありましたけど、農産物の収穫に伴って生ずるものということで、具体的に皮とか、そういった特定するのではなくて、収穫に伴って出たものというような解釈でございます。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 郷右近委員。

○郷右近 修委員 木竹でいうと、一応言うか、家畜のふん尿なんかを使って同じようにメタンガスで発電するというものがよく知られていると思うんですが、こういった部類のものではなく、例えば植物であっても、以前、自分も一般質問で御提案したりもしたつもりなんですけど、枝葉を切って伐採したようなものなんかは木竹でも農産物でもないと思うんですが、そういったものを使って発電した場合というのはこの条例には該当しないという判断で合ってるんでしょうか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 堅田課長。

○税務課長（堅田直寛君） 今回の新たな規定につきましては、今申しあげました木竹等に関するもので、今、郷右近委員のほうからおっしゃっていただいたやつにつきましては既にバイオマス発電として規定されております。例えば稲わらですとか、鶏ふんですとか、食品加工物の廃棄物とか、家畜のふん尿、下水汚泥、そういったものが既存のバイオマス発電という形になっております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 その下の16項のところで、たしか本会議でオープンテラスとか、そういうものの固定資産税というようなことで説明あったと思うんですけども、これはお店とかが改築するときに市に申請してやれるということなのか、何か幾つかの商店街でやらないと進めないのか、どういうふうな手続になるんですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 堅田課長。

○税務課長（堅田直寛君） まず、こちら、滞在快適性等向上という形になるんですけども、こちらの大本としましては、市が開発することに伴いまして、それと一緒に、隣接または近接で一緒に開発するというのが大前提になっております。ですので、市が開発が終わってから近隣の方がやるということではなくて、同時にやっていくというのが根本的なことになっております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 林委員。

○林 ゆきひろ委員 そうすると、市が主体というか、最初にここを開発するというのがないとなかなかこれに該当するのはないという認識でいいですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 堅田課長。

○税務課長（堅田直寛君） 今おっしゃっていただいたとおりでございます。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 もう一つ、私立学校法の関係で今回かなり条ずれで大きくずれるんですけども、大幅な改正があったかと思うんですが、その私立学校法改正の背景だったりとか、どういう内容が入ったのか、主なものだけで結構ですので、お聞かせください。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 堅田課長。

○税務課長（堅田直寛君） 私立学校法ということで改正ということですけども、大きく申し上げますと、基本的には私立大学の関係で、近年、大学で不祥事が多かったということで、不祥事発生の背景となるガバナンス不全の構造的リスクを低減するという観点から、評議員会とか、理事とか、そういった関係を改善するというのが法律の趣旨というふうに伺っております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 林委員。

○林 ゆきひろ委員 ちなみにですけど、市内でそういったもので関連してくるようなものはないというふうですか。何かあるのかどうか、お願いします。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 堅田課長。

○税務課長（堅田直寛君） ごめんなさい、関連するというのは、私立学校法に関連するということでしょうか。ちょっとそちらにつきましては把握しておりません。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 わがまち特例、今回２件、新しく出てるんですけども、今までになかったわがまち特例ですけど、そういったのが設定されたときにどういうふうに広報というのとはされるのでしょうか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 堅田課長。

○税務課長（堅田直寛君） ごめんなさい、今のお話ですと、どういうふうに……。

（広報の声あり）

○税務課長（堅田直寛君） 広報ですか。

（周知の声あり）

○税務課長（堅田直寛君） 基本的には、申請先が市ではなくて、例えば経済産業大臣とか、そういった形になっておりますので、市のほうから広報という形ではなくて、まず、そちらのほうに申請等をしていただいてから許可が市に下りてくるような形になりますので、特に市のほうで、こちらのほうはホームページ等には載せる形ではおりますけど、原則的な形についての法則につきましては先に国県等になりますので、市のほうで詳細のこととは今のところは考えておりません。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第45号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第45号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第46号 豊明市都市計画税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者の説明を求めます。

堅田課長。

○税務課長（堅田直寛君） それでは、議案第46号 豊明市都市計画税条例の一部改正について御説明させていただきます。

この案を提出いたしますのは、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、必要があるからでございます。

このたびの改正ですけれども、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されたことから提出するものでございます。

それでは、内容について御説明させていただきます。

附則第3項ですけれども、都市計画税額の特例措置、いわゆるわがまち特例の規定で、「居心地が良く歩きたくなる」まちなか創出のために整備した固定資産に対し係る特例についてお示ししております。

内容としましては、新たに都市計画税が課せられることになった年度から5年度分の都市計画税が課税標準額を3分の1以上、3分の2以下の範囲で参酌基準を2分の1とし、それに相当する額を減額するものでございます。

また、附則第3項に規定したため、以下項ずれをしておりますので、項を改正しております。

なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用します。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。よろしいでしょうか。

（進行の声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手をお願いいたします。

（進行の声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第46号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第46号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第49号 令和6年度豊明市一般会計補正予算（第2号）についてのうち、本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者の説明を求めます。

杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） それでは、議案第49号 令和6年度豊明市一般会計補正予算書（第2号）のうち、市民課所管分について御説明いたします。

歳出から説明いたしますので、補正予算書10ページ、11ページをお開きください。

上段の2款3項1目 戸籍住民基本台帳費、2 住民記録電算処理事業、電算関係委託料130万9,000円の増額です。こちらは、戸籍における氏名の振り仮名通知出力機能に係る戸籍情報システムの改修業務です。

続きまして、歳入について説明いたしますので、6ページ、7ページをお開きください。

上段、14款2項1目1節 戸籍住民基本台帳費補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金130万9,000円の増額です。こちらは、先ほど説明した電算関係委託料に係る国庫補助金で、補助率は10分の10です。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 川島課長。

○防災防犯対策課長（川島康孝君） 続きまして、防災防犯対策課所管分を御説明いたします。

歳出から御説明しますので、15ページを御覧ください。

中段、9款1項2目 非常備消防活動事業の説明欄、消耗品費107万8,000円の増額は、国の消防団の力向上モデル事業に基づく事業で、消防団PRのための携帯用トイレを購入いたします。

その下、4目 災害対策事務事業の説明欄、印刷製本費は、避難行動要支援者の支援ガイドブックを印刷します。

その下の自主防災組織等活性化推進事業委託料140万につきましては、避難行動要支援者の個別避難計画のモデルケースの作成などを委託します。

その下の緊急用給水栓設置工事費283万2,000円は、避難所となっている小中学校等の給水タンクの配管に蛇口を取り付け、災害時に直接給水タンクの水を使うことをできるようにするものです。

続きまして、歳入を御説明いたしますので、7ページを御覧ください。

中段、14款2項6目 災害対策費補助金の説明欄、自主防災組織等活性化事業費補助金192万2,000円は、歳出で説明しました避難行動要支援者のガイドブックの印刷と個別避

難計画に係る委託料を合わせたものに対する100%の補助金です。

その下の非常備消防費補助金107万8,000円は、消防団の啓発に係る消耗品費に対する、こちら100%の補助金となっております。

続きまして、9ページを御覧ください。

上段、15款2項8目 災害対策費補助金94万3,000円は、緊急用水栓工事費に対する補助率3分の1の補助金となっております。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 浦課長。

○財政課長（浦 倫彰君） それでは、財政課所管分を説明いたします。

9ページの最下段をお願いいたします。

18款 繰入金、1項1目 財政調整基金繰入金1,543万2,000円は、このたびの補正予算の一般財源となるものでございます。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑についてはページ数を示してからお願いいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 11ページです。住民記録電算処理事業についてです。130万円、振り仮名の法制化に伴うシステム改修ということなのですが、これまでも戸籍情報には振り仮名などは含まれていたように思うんですけど、どういうことをするのでしょうか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） 戸籍の記載事項欄、戸籍謄本自身には振り仮名のほうは付されておられません。今回、振り仮名のほうを付すことになりましたので、それに伴う改修業務です。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 今のところでですけども、新規で申請していく場合は振り仮名がシステムに入力されていくのは分かるんですけど、今、既に戸籍に登録されてある方というのはどういうふうに対応していくのでしょうか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） 今現在、戸籍を持ってらっしゃる方、振り仮名なんですけれども、私たちが持ち合わせているのは読み方であって振り仮名ではございません。よって、その読み方をもって、今、戸籍のいらっしゃる方に通知をするべく、システム改修となっております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 読み方で通知ということなんですけど、どのように通知されるんですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） まだ具体的に国のほうからこのようにするというふうに示されてはいないんですが、郵送のほうで対応、もしくはマイナポータルも用いるという予定もございます。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 そもそも戸籍情報で振り仮名がつけられるようになった背景というのは何か、どういう目的があるんでしょうか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） 戸籍を持って振り仮名を付すことによりまして、その方のお名前が漢字と振り仮名とを合致させるということで、行政のデジタル化の推進のためのこれが基礎の基盤となっていきます。そして、今、マイナンバーカードの国外利用も可能となっていることや、あと、氏名、振り仮名を記載して、個人のデータの検索や利活用等を容易にすることで交渉するニーズのほうが高まっておりますので、法改正を行ったという背景がございます。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ありがとうございます。

ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 今のちょっと確認なんですけども、マイナンバーとそういう戸籍情報ってたしか別だったと思うんですけど、そういうのを関連させる目的もあるんですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） マイナンバーと戸籍のほうはひもづいてはおりません。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 15ページのほうで防災に関してですけども、真ん中辺りの140万の自主防災組織の活性化委託料、まず、ちょっと本会議の説明と重なってしまうかもしれないんですが、これで委託して個別避難計画というのをつくるとのことだったと思うんですが、この個別避難計画というのはどういう内容でどんなものが記載されてるんですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

川島課長。

○防災防犯対策課長（川島康孝君） これからひな形をつくっていくという形なので、基本的なものはこれからできてくるんですけど、イメージとしては、避難行動要支援者というって、1人では避難できない方をどうやって地域の共助で避難をさせていくかというのを個別で計画をしていくという形になります。今までですと地域の人が助け合って避難所に連れていくというのが一般的な計画というか、避難行動になっているんですけど、実際、医療ケアが必要な方とか、介護が必要な方とかいう方は個別でいろんなケアが必要になってきますので、地域の方だけじゃなくて、例えばふだん通っている福祉施設の方に入ってもらったりとか、長寿課の市の職員が入ったりとかして、実際に本当にその人がどこにどういう形で避難をしていくのかというのを具体的に計画していくというのが個別避難計画になりますので、個々の状況によって変わってくると。そのひな形をまずはモデルケースとしてつくっていくというのが今回の委託料になっています。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 そうすると、ここもちょっと本会議で分からなかったんですけど、各区で今、要支援者の名簿を集めてると思うんですけども、そういうのが生かされると思うんですけど、それは今回これには全く活用されないんですか。対象者って別物ですかね。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 川島課長。

○防災防犯対策課長（川島康孝君） 今のリストというのは、2年に1回ずつ名簿を更新をかけてくということで、今、対象者が2,900人いるんです。そこを個別避難計画を全てつくっていくとなると、サポートする人が足りてない、足りないというような状況になってきて、なおかつ、今、そのリストの2,900人の中に75歳以上のお一人でお住まいとか、高齢

者夫婦だけで住んでいるという方も見えてて、実際サポートなしでも避難所に行ける方も今リストに含まれてるというような状況になってます。今度、2年に1回のリストの更新ということになってきて、本当に必要な方を絞ってリストアップしようということで、今、長寿課と地域福祉課のほうで避難行動要支援者のリストを作成しようとしています。その中で本当に優先度の高い人をモデルケースとして個別避難行動計画を策定していこうという形で、そのリストの更新に合わせて個別避難行動計画のひな形もつくっていこうという、今その時期にいるという形になりまして、対象者も今のリストだと2,900人いるんですけど、1,000人以下ぐらいに絞って本当に必要な方のリストを作成していくという形になっていきます。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 今、要支援者2,900人のところをさらに絞ってということなんですが、おおよそどれぐらいかというのは想定があるのかということと、あと、委託料でその人数分、全員分、事業者につくってもらわなければならないということなんですよ、今の話だと。そうすると、誰が最終的には一人一人の個別避難計画が作成されていくという流れなんですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

川島課長。

○防災防犯対策課長（川島康孝君） まず、長寿課のリストのほうは介護認定を受けてる方ということで、介護の3から5ぐらいの方が大体130人ぐらいで、介護の1から2を受けてる方で、なおかつ独居とか、75歳以上だけの世帯の方で介護1から2の方が大体300人ぐらいという想定で、おおよそ400人ぐらい、それから、地域福祉課所管の障がいをお持ちの方のほうで400人ぐらいで、計800人ぐらいかなという想定をしております。

個別避難計画というのは個別でつくっていくので、なかなか一つ一つ時間もかかりますし、どなたとか、どなたに入っていただくかとか、避難先も福祉避難所じゃなくて、例えば福祉施設に避難してもらおうとか、かなり時間がかかるので、基本的には、今年、モデルケースとして20人ぐらいつくればいいのかという形になっていきます。

今回、そのひな形を作成した以降は、地域の方、それから、市、それから、社協とか、それから、民生委員とか、そういった形でチームを組んでつくっていくというルールをつくってだんだんと広げていくというようなイメージをしていますけど、まずはそこに、ゴールに至るまでの流れをつくるというのが今年度委託も含めてやっていきたいという感じ

です。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかに。

副委員長。

○岡島ゆみこ委員 その予定する800人の方々の詳細を最終的には一人一人分かるぐらいまで詰めていくんですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 川島課長。

○防災防犯対策課長（川島康孝君） 個別避難計画というのは、個々に応じてちゃんと避難できなければならないので、個人個人で誰に助けてもらうのが一番安全に避難できるか、避難所の生活もどうやってケア、ちゃんとできるところに避難できるかという避難場所も含めてつくっていきますので、個々で全てつくっていくという形になります。かなり大変な作業になると思うんですけど、それじゃないと実際有効な避難にはならないので、そこを法律とか指針でも努力規定にはなっていますが、豊明市は積極的につくっていこうという形で進んでおります。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ありがとうございます。

副委員長。

○岡島ゆみこ委員 最終的にそこに行くまでの期限というのはめどを立ててますか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 川島課長。

○防災防犯対策課長（川島康孝君） 人数がボリュームもありますので、まずは今年度、モデルケースでやってみて、どれぐらいの1人当たり時間がかかるかとか、どれぐらいのサポートが必要なのかとか、ボリュームが出てこないとちょっとゴールが見えない感じかなと思いますけど、できる限り速やかにつくるよう関係機関と調整しながら進めていきたいと思います。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 15ページの災害対策事務事業の緊急用給水栓設置工事に関してなんですけど、受水槽に直接水を取り出せる、これは蛇口というお話でしたっけか。受水槽自身は非常に容量は大きいと思うんですが、どんな取り出し口をつけて、要はそれを通じた給水力というか、どういったものを想定しているんでしょうか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 川島課長。

○防災防犯対策課長（川島康孝君） まず、受水槽というか、給水タンクに、実際、タンクの横に給水の水を外に出す配水管というのが大体2個、場合によっては1個しかついていないところもあるんですけど、その管が取り付けられてます。その管を取り替えて、横水栓という蛇口、いわゆる水道管の蛇口が1個つくようなものを取り付けて、そこから給水できるようにするというので、タンク1個当たり蛇口が2つ、場合によっては1つのところもあるんですけど、基本的には2つ蛇口がついて、そこから順番に並んでいただいて給水を受けるというような形を想定しています。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 今回の受水槽の蛇口の件ですけども、各学校の受水槽はどれぐらいの大きさ、どれぐらい水が入って、大体何人分で何日分なのか。それから、各学校で受水槽の大きさというのは大体同じぐらいの大きさなんでしょうか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 川島課長。

○防災防犯対策課長（川島康孝君） 各学校によって大きさは変わってきまして、例えば委員ですと栄小がいいかな。栄小ですと28立米、リットルでいうと2万8,000リットルという形になります。2万8,000リットルに対して、1人当たり1日3リットル水が必要という形になりますので、そうすると9,300人分ぐらいの水がそこには満タンに入っていれば使えるという形になります。ただ、その水だけを、使い切ったら空になってしまいますので、それ以降は運搬給水といって、今、市のほうは1,000リットルのタンクを15個持って、中部水道企業団の配水場に水を取りに行き、またその給水タンクに入れるという形になりますので、9,000人で配ったら終わりかというのと、それ以降もずっと続けていくという形になります。

ちょっと話が長くなるんですけど、もともと運搬給水体制というのはこの工事をつける前から体制は取ってたことは取ってました。ただ、今回のこの蛇口をつけることによって、給水タンクに運搬給水のやつをそのまますぐ入れて、また配水場に取りに行けるという形になりますので、運行効率が上がる形、2倍ぐらい運行効率上がって、より多くの方に水を配れるという形になります。今までだと、その水を取りに行き避難所に来たら、そのタンクが空になるまでずっとそこにいなきゃいけなかったもので、そういう感じで運行効率が上がって、より多くの方に配れるような形の部分も今回の工事のメリットにあります。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ありがとうございます。

ほかに。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 ちょっと確認ですけど、先ほど、栄小が28立米ということなんですけど、一番小さいところだとどこでどれぐらいの大きさなんですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 川島課長。

○防災防犯対策課長（川島康孝君） 館小学校で10.5立米、リットルでいうと1万500リットル、人数でいうと3,500人ぐらいになってます。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ありがとうございます。

ほかにございませんか。

月岡委員。

○月岡修一委員 現在、小中学校の受水槽というのはほとんど平地置きなのか、また、屋上設置というのがまだ残っているのかどうか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 川島課長。

○防災防犯対策課長（川島康孝君） 小学校ごとに受水槽の場所はばらばらなんですけど、一番高い建物の横というか、北側というか、日の当たらない側にタンクが置いてありまして、それも1階のところに置いて、そこからポンプアップして上の高架水槽のほうに上げて配水するというような形を取っております。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 月岡委員。

○月岡修一委員 今の話ですと受水槽に緊急用の蛇口をつけるということで、高架水槽にももちろん電源も落ちてしまえば上がらないということになりますけど、先ほど、例えば仮に九千何百人分を使い切ると本管から受水槽に自動的に一応圧力で入ってくる仕組みだと思んですけど、本管が生きてればどんどん入ってくるし、事故があれば当然そこでカットされるわけですけど、きれいな水が絶対入ってくるという保証はないんですね。ですから、受水槽の水を頼りにするのはいいんですが、緊急事態でどのような状況になるか分かりませんので、一旦水を止めると、そういう処置はされるのかどうか。受水槽に入る水を、本管から入る水を止めるという作業をされるのかどうか。いかがですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 川島課長。

○防災防犯対策課長（川島康孝君） そこら辺の具体的な運用はこれから中部水道企業団と詰めていかなきゃならないんですけど、一旦止めるというようなことは今現在は考えていません。実際使うときには確認を取って、水質の確認を取って使えるかどうかというのがありますし、実際使えなければ止めて、一旦タンクのやつは生活用水に使って、一回空

にしてから運搬給水という形でまたタンクから水を使っていくような運用が考えられるかなと思います。

(もう一つの声あり)

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 月岡委員。

○月岡修一委員 緊急事態で水質検査をしてる時間がありますか。誰がそういう担当を補うのか分かりませんが、それは言葉で言うのは簡単ですけど、市の職員さんもそれぞれの立場があって、そういったところまで果たして行動できるのか。また、一々水道企業団と、今後のことでしょうけど、調整をしなければ本管を止めるとかいう判断ができないのかどうか。やはり独自でどこかバルブが閉まるようになっていけば閉めるとかしていかないと、また、その水質検査も簡易型のものを学校の関係者、また、近くを活用するだろう区長さんとか、そういった方にお渡しして、実際こういったものを使って水質検査をしてくださいというようなことをしておかないと非常に難しいんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 川島課長。

○防災防犯対策課長（川島康孝君） 委員のおっしゃるとおりで、ちょっとその運用自体はこれからしっかりと詰めていきますので、よろしくお願いします。

(分かりましたの声あり)

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 先ほどの個別避難計画のところなんですけども、今回、委託先でモデルケースをつくるということなので、まず、ちょっと確認で、これは単発でお願いするような形なのか、名簿更新ごとにまた継続して委託するような予定はあるのかどうかということと、これは積算というのはどういうふうにされてるんですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 川島課長。

○防災防犯対策課長（川島康孝君） ちょっと回答の前に訂正をお願いしたいところがありまして、先ほど個別避難計画の作成委託のところ避難所に避難させるという回答を私がさせていただいたんですが、ちょっと言葉が間違っておりまして、避難していただくという形で訂正をお願いしたいと思いますので、すみませんけど、よろしくお願いします。

続きまして、回答なんですけど、まずは今回はひな形、今、個別避難計画というのはどういったものになるかというのを全く今現段階では白紙の、おおよそのイメージはあるんですけど、白紙の状態ですので、一回ひな形をつくって、実際に避難訓練というか、その方をどうやって避難、現実にはできるのかというのをやった上で個別避難計画というのを

くっていく予定になります。それが出来上がれば、その後は名簿更新に当たってまた再度委託する必要はなく、チームの中で運用してつくっていけるんじゃないかなというのは考えております。

こちらの委託料につきましては、実績、こういう個別避難計画の作成委託を受託した実績のある業者さんのほうから3者見積りを取って計上しております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 今回は反対したいと思います。

その反対理由は、住民記録電算の振り仮名通知の件で、やはり先ほど説明を聞いていまして国費で市がやらなければならないということで、その辺りは理解できるんですけども、やっぱり戸籍情報って非常に重要な、知られたくない出自だったりとか、身分とか、そういった重要な機密があるんですけども、それを国外利用だったりとか、個人データの活用、いろんなところで活用しやすいようにというところがあるところがやはりその目的背景にある。先日の戸籍の広域交付をされた際にも、国が先導して法務省のシステムに一括集約させてしまったということもあるので、またさらに容易に個人データの検索ができるようになるということは、やはり情報漏えいの危険性だったりとか、企業の活用、政治利用とか、いろんな危険性があるんじゃないかなというふうに思いますので、この点についてちょっと認めることはできないかなということで、反対したいと思います。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

毛受議長。

○議長（毛受明宏議員） 議案49号の令和6年豊明市一般会計補正予算（第2号）について、賛成の立場で討論をいたします。

この15ページの1つ聞こうかなというところもあったんですが、消防団の条例定数が今、微増のほうだったらいいんですけど、微減のほうということで入りかけておりますので、これ、実は昨年度、東京の消防庁のほうまでお話を聞きに行って、何かいい方法がないかということで、とにかく周知ということで、まずはやってみるということでお願いした結果のこれが携帯トイレというやつですかねということになりますし、この下の段の災害対策の事務事業のほうも、先ほど聞いていると、今からちょっと取り組んでいくほうという

ふうで考えて、結果が後でまた出てくるんじゃないかなと思いますので、しっかりその辺の成果を踏まえてまとめていって今後の防災対策としてしっかり取り組んでいただきたいなとお願いいたしまして、賛成いたします。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 月岡委員。

○月岡修一委員 議案第49号 令和6年度豊明市一般会計補正予算（第2号）について、賛成の立場で討論申し上げます。

先ほど少し質問したんですが、緊急用給水栓の設置というのは画期的な出来事かなと。当然、以前から考えられていて、例えば過去に大震災があったところではこういったことはなされてなかったと思うんですね。新たな取組であると思いますし、要するに災害というのはいつ起こるか分からない、未知への挑戦ということなので、いろんな策をたくさんの方とアイデアを集計するのが大事かなと思います。

それと、二村山に水道企業団が深井戸を持っているんじゃないかなと思うんですが、そういった活用方法とか、例えばこれからやはり、能登半島でもそうなんですけども、水であれだけ御苦労されてるということは、やはりもしも深井戸を掘ってあれば、ひょっとしたら飲み水、生活用水に転用できた部分があるかなと思うんですね。改めて豊明市としても、割かしこの近辺は水が出やすい過去の歴史がありますので、市の用地の中に深井戸をやはり造る必要があるんじゃないかなと思うんですね。水道管が本管が正常になるまでには、能登半島でもそうですけど、かなりの時間、かなりの人数の応援がなければ不可能だと思いますね。そういった意味では深井戸から水を頂くというのはもう自然の摂理、こんなありがたいことはありませんので、そういったことを検討されなければ、恐らく長期にわたっては一般市民を守ることは不可能かなと思いますので、水道企業団の持っている深井戸と、また、新たに必要なことということで提案をしておきますが、予算にもよりますが、予算の余裕のあるときには深井戸を一度設置するというのも勘案していただくことを申し上げて賛成討論とさせていただきます。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 補正予算に反対の討論をします。

賛成できる点をまず最初にしゃべります。

災害対策事務事業の質問もいたしました緊急用給水栓設置工事費については、今ある設備を最大限、発災時に生かすという点では、水質の管理の面での配慮なども必要にはなるでしょうけれども、その場でその場所に避難をしている人たち自身で必要となる水の手当てができる方策をあんまり大きくない費用で可能にする点では非常によい事業だというふ

うに思っています。ぜひとも各小中学校に対して施工いただきたいというふうに考えます。

一方で、反対と考えた理由のほうなんですけれども、これも質問をいたしました住民記録電算処理事業の振り仮名の法制化についてのシステム改修費でございます。この基になった法改定において、戸籍に記載されている人の氏名の振り仮名、答弁にもあった方法を講じて一人一人に通知もされながらその事業に取り組むんでしようけれども、1年を経過した後には、本籍地の市町村長が管轄法務局の許可を得て一般的な読み仮名で記載するという条項になっているそうです。これは多分、確認のいろいろ手だてが取れなかった人に対することだと思いますが、個人の命名権とか、人格権への侵害に当たるのではないかというふうにも思います。そういった点から、この委員会での所管部分について反対の考えです。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） それでは、議案第49号のうち、本委員会所管部分については、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 賛成多数であります。よって、議案第49号のうち、本委員会所管部分については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、これより陳情の審査に入ります。

陳情と関係のない職員については自席待機としたいが、御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 御異議がありませんので、陳情と関係のない職員については自席待機とします。

ここで、職員の入替えのために暫時休憩といたします。

午前10時46分休憩

午前10時50分再開

○総務委員長（中堀りゅういち議員） それでは、休憩を解き、休憩前に続けて会議を始めます。

初めに、陳情第1号 最低賃金の全国一律化と大幅引き上げ、中小企業支援の拡充と公正取引を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

本陳情について、当局より状況等で説明できることがあればお願いいたします。

小串部長。

○行政経営部長（小串真美君） 特にございません。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 陳情でありますので直ちに質疑に入りますが、当局は質疑に対して分かる範囲でお答えいただきたいと思います。

質疑のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 陳情 1 号に対して採択の立場で討論をします。

この文面に書かれている事柄で全面的に同意するものなのですが、とりわけ近年、物価の上昇に対して労働者の賃金の上昇が追いついていません。上昇そのものはもちろんしているという状況の中です。

今年の 2 月に厚生労働省が発表した資料によると、2023 年の現金給与総額に対する物価の変動を反映させた実質賃金は前年比で 2.5% 減ということです。しかも 2 年連続ということ。

こうした状況がある中で、とりわけニュースに出回るような規模の大きな事業所や会社の労働者だけでなく、労働者全体の 7 割を占める中小業者、自営業者の立場で働いている人たちの賃上げが大変弱いという中で一律の大幅な賃金の引上げ、とりわけこの件名にあるような中小企業支援の拡充というものが非常に重要になってくると考えます。

以上の考えから採択です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ありがとうございます。

ほかにございませんか。

副委員長。

○岡島ゆみこ委員 最低賃金の大幅値上げと全国一律化に関してですが、最低賃金引上げに関しては、令和 5 年度、過去最高となる全国加重平均が 1,004 円となり、43 円引き上がっております。それでもって、全国一律でも、最低賃金についても物価指数などが各地域で違っており、中小企業経営者などの負担を考慮すると一定の差はやむを得ないものとしています。

中小企業の生産性向上、これを支援していくことが重要で、非正規雇用者の方々の賃金も含め、国も既に最低賃金の引上げや中小企業支援に対して積極的に取り組んでいっているとの認識のため、不採択といたします。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 陳情第1号ですけども、今回、採択の立場でいきたいと思います。

最低賃金1,500円以上ということと全国一律ということ、現実的には難しいんじゃないかと思って、実は昨年度、趣旨採択としていたんですけども、やっぱりこれだけ物価高騰してきて、やっぱり最低賃金は1,500円以上引き上げていかないと厳しいときになってきたかなと感じております。

陳情の中身にもありますように、時給1,500円で月160時間働いて月給24万というような状況です。その上、物価高騰をしているだけじゃなくて、消費税の増税をはじめ、社会保険料とか国保、介護保険も年々引き上がっている。そういう状況で、やっぱり最低1,500円というのがないと非常に生活ができないような時代になってきたんじゃないかなというふうに思います。もちろん中小企業ではこういった引上げが非常に厳しいのも分かります。なので、やっぱりそのために国は最低賃金を引き上げるための中小企業の支援策、これを着実に実行していただく必要があるというふうに思います。

全国一律という点でも、地域で確かに物価指数は違うんですけども、都市部の時給が高いことによって労働力が都市部に一極集中してしまうと。それによって地域の衰退につながってしまうということもあります。現状で地域と都市部で時給220円という結構大きな差があるということなので、そういった地域間格差を是正していくこともやはり国の施策として必要なことだというふうに思いますので、こういった状況でありますので、地方議会こそこういう意見書を提出すべきだというふうに考えますので、採択としたいと思います。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） それでは、討論を終結しまして、採決に入ります。

陳情第1号は採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 賛成者2名でございます。賛成者少数であります。よって、陳情第1号は賛成少数により不採択すべきものと決しました。

続いて、陳情第2号 公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

本陳情について、当局より状況等で説明できることがあればお願いいたします。

小串部長。

○行政経営部長（小串真美君） 特にございません。

○総務委員長（中堀りゅういち議員）　ありがとうございます。

陳情でありますので直ちに質疑に入りますが、当局は質疑に対して分かる範囲でお答え
いただきたいと思います。

質疑のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員）　以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

郷右近委員。

○郷右近　修委員　陳情２号に対して採択の討論をいたします。

こちらにも全面的に陳情の文章に対して同意するものですが、とりわけ公共の工事などで
いうと、入札の関係での受注をめぐる、ここの真ん中辺りに書いてある低価格競争という
ものが実際の事業の中身を、水準を低いものにするとか、それが講じて低賃金になるとい
うこともそうですし、また同時に十分な待遇や予算、金額がつかなければ、短期間の期限
も厳しい公共工事においては、さらに下の行に書いてあるような人命を損なうような重大
な事故につながる可能性もございます。

ここに書いてあるそういった面についてとともに、やはり自治体の事業という部分につ
いては、その周辺地域も含めた地域の事業者の運営、地域振興にもつながる大事な面がこ
の公契約の中には含まれているというふうに思っていますので、この陳情に対して採択と
考えるものです。

○総務委員長（中堀りゅういち議員）　ほかにございませんか。

副委員長。

○岡島ゆみこ委員　第２号です。国及び地方公共団体が発注する契約について適正な賃金
を確保するということは重要な課題ではあると思いますが、賃金法の労働条件に関しては、
労働基準法の関係法令に違反していない限り、労使が自主的に決定することとされている
ので、不採択といたします。

○総務委員長（中堀りゅういち議員）　ほかにございませんか。よろしいですね。

（進行の声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員）　以上で討論を終結し、採決に入ります。

陳情第２号は採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（中堀りゅういち議員）　ありがとうございます。

賛成少数であります。よって、陳情第２号は賛成少数により不採択すべきものと決しま

した。

続いて、陳情第3号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

本陳情について、当局より状況等で説明できることがあればお願いいたします。

小串部長。

○行政経営部長（小串真美君） 特にございません。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ありがとうございます。

こちらは陳情でありますので直ちに質疑に入りますが、当局は質疑に対して分かる範囲でお答えいただきたいと思います。

質疑のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 陳情第3号に採択の立場で討論をします。

この陳情に関しましても、その中身を書いた文章や要求している項目に全面的に賛同するものです。とりわけ1990年代の後半から始まった主に教育や福祉に関する国の予算の自然増の抑制、これは少子高齢化の高齢の方の分野で非常に顕著ですけれども、こういったことが例えば国保であったり、そういった制度の個々人の負担の増大だけに限らず、そういった事業を支えている自治体の職員が、ここに書いてあるように、どんどん削られて少なくなっていく、もしくは正規から非正規へと置き換わり、不安定な立場や賃金低下を招いているという状況がもう25年とか、それ以上にわたって続いているわけです。いよいよこの豊明市でも顕著になってきた少子高齢化の中にあっても、機能、下に書いてあるように、住民の命や暮らしを守るための行政の役割を果たすためには、そもそものこの国の在り方を丸ごと変えさせる必要があるというふうに常々考えています。そういった事柄からこの陳情3号に関して採択の立場でございます。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

副委員長。

○岡島ゆみこ委員 陳情第3号、行政のスリム化を推進するため、定員合理化の取組の一方、その時々行政需要の増大に応じて必要な職員の定員が措置されてきていて、安定的な採用、育成、技術継承ができている体制整備を図っているとの認識です。

また、国民の安全・安心を支えていくための環境の育成に取り組まれているとのことで、

不採択といたします。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 陳情第3号、採択の立場です。

行政の業務の効率化によって定員削減していくということはあり得るのかなというふう
に思ってますけども、定員削減ありきで民営化を進ませて、会計年度職員とか非常勤職員
が増えるという、そういうような結果になっていてはやはり本末転倒ではないかなと感じ
ております。なので、そういったことも踏まえて計画を見直す時期に来ているのではない
かなというふうに考えております。

また、全国一律の行政サービス、これも提供することがやっぱり非常に大事だと思います
ので、そういった地域の出先機関を縮小していくことは控えるべきだと思いますし、国
の役割を自治体にそのまま丸投げするような道州制ということもいけないというふうにし
ますので、おおむねそのとおりだなというふうに感じますので、採択としたいと思いま
す。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

陳情第3号は採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を願います。

（賛成者挙手）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ありがとうございます。

賛成少数であります。よって、陳情第3号は賛成少数により不採択すべきものと決しま
した。

続きまして、陳情第4号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情を議題と
いたします。

本陳情について、当局より状況等で説明できることがあればお願いいたします。

小串部長。

○行政経営部長（小串真美君） 特にございません。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ありがとうございます。

陳情でありますので直ちに質疑に入りますが、当局は質疑に対して分かる範囲でお答え
いただきたいと思います。

質疑のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 これは昨年もちっとお聞きしたことであるんですけども、この陳情の4点目の最後のところにありますマイナンバーカードの普及率に応じて地方交付税の配分などの成果主義的な仕組みというふうにあるんですけども、昨年、交付税の影響はこれから出てくるんじゃないかというような説明がありましたが、今年はどうなんですか。実際に出てきているんでしょうか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

浦課長。

○財政課長（浦 倫彰君） 今ちっと資料を持ち合わせておりませんので全体的な話になりますが、基本的には今回の骨太の方針などでもそうですが、地方の総額はしっかり確保されていますので、大きく減少してくるような影響は出ていないのではないかなというふうには全体としては判断しております。

終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 林委員。

○林 ゆきひろ委員 全体的にどうかということじゃなくて、マイナンバーカードの普及率が交付税で影響しているかどうかということなんですけど、今、把握されてないということですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 浦課長。

○財政課長（浦 倫彰君） すみません、今ちっと資料を持っておりませんので、すみません、お答えができません。申し訳ありません。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 林委員。

○林 ゆきひろ委員 また後で答えていただきたいんですけども、また、その一個前の公務員の人件費とか人員の削減、それから、公の施設の統廃合、民間移管、これも何か地方交付税の算定、行わないことってあるんですけども、実際、今はこういったものも地方交付税の中で算定ってされてるんですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

浦課長。

○財政課長（浦 倫彰君） これは、いわゆるトップランナー方式という制度でございしますが、本市のほうでトップランナー方式によって何か減額されているというような形での計算是確認はされていないので、それをもって幾らか減額されているという項目は本市のところではございません。

終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

(進行の声あり)

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 陳情第4号について採択の立場で討論をいたします。

地方自治体の財政面に関する陳情でございます。冒頭に書かれておるように、とりわけより早い段階から過疎化や少子高齢化が進んでいる地域に災害が起こったりするようなことがございますと、現状のように、国がそういった状況に置かれている地域においても十分な業務ができるような財政支援をする立場とは言えないようなことが行われている。とりわけ国が指し示す方向への、今の質疑にもありましたけれども、国の方針に対してどれだけ成果を上げるかという競争なんかが一定示されながら、その結果で予算措置にもその影響が出るようなことがされているというのは、記の下に書いてある1の憲法に基づく全国のどこに住んでいる、どういう立場の人でも憲法に基づく保障が受けられるということを経営行政、地方自治の分野で真面目に追求する立場とは到底思えないというふうに常々思っています。そういった点からも地方自治体の財政面での拡充というものを抜本的にしていくべきというふうに考えますので、この陳情に対して採択の立場です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ありがとうございます。

ほかにございませんか。

月岡委員。

○月岡修一委員 毎年同じような趣旨のこういう意見書案が出てくるわけですが、毎年毎年非常に難しい文章を書かれておるなと思って私は感心するというか、なかなか私の能力では理解しにくいことがいっぱい書いてあるんですが、しかし、理想的な部分もあるとは思ってます。本来でしたら、私の個人的な感懷でいけば賛成はできないなということが実感ですけど、ただ、私も住民が全国のどこに住んでいても健康で文化的な生活が営めるようなという、そういった意味の地方自治、地方財政を拡充するというこの趣旨においては私は賛成できるわけです。

したがって、全体的に反対ということもなかなか言いにくいので、趣旨採択という立場を取らせていただきたいと思います。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

(進行の声あり)

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

陳情第4号は採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○総務委員長(中堀りゅういち議員) ありがとうございます。賛成少数であります。

続いて、陳情第4号は趣旨採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○総務委員長(中堀りゅういち議員) ありがとうございます。

賛成多数であります。よって、陳情第4号は賛成多数により趣旨採択すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(中堀りゅういち議員) ありがとうございます。

委員会報告書については、例に従い提出させていただきます。

慎重な御審査、御苦労さまでした。これにて総務委員会を閉会いたします。

午前11時11分閉会